

2017年 第1回 役員会

日時：2017年8月19日（土）13：00～

セミナーホール会議室にて

出席：役員 会長：松本 幸治 副会長：上田、西野 理事：田中健一、上野 透、藤定繁夫

事務局 東 美都子、澤本あつ子、森本優洸聖、藤定繁夫

議長： 松本会長

書記： 澤本あつ子

議案1 会則改訂案

本部、事務所の所在地明記、理事会の項削除、総会の成立、議決要件の明確化、役員の定義の明確化。

下案を参照・・藤定氏による詳細説明。以下改訂部分を列挙。

★第1章 総則 3条1項に阪南高校の住所を明記する。

★第4章 役員

6条 役員および理事の理事を削除（理事は役員の一部であることから）

副会長は4名以内とする。会計1名 通常役員より選出し、本会に関する収支報告を作成する。

★第5章 幹事

12条 旧版21条をここへ上げる。「幹事会は随時開催し、主として各期の連絡に当たる」

★第6章 資産および会計

13条 「会費及びその他の収入」を追記

14条 本会の基本財産の使用にあつては総会の承認を必要とする。

17条 「理事会」を「役員会」に変える。

★第7章 会議

19条 1項 本会の会議は、総会および役員会とする。

2項 総会は一般会員へ告知の上、年1回開催し、次の議題について会員の承認を得るものとする。なお、開催の告知は事務局が別途これに当たる。

3項 理事会を役員会に変更。

4項 総会は、会長、事務局1名および第4章6条に定める役員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、会長が不在の場合は副会長がその任にあたる。

5項 会議の招集は、会長の指示を受け事務局がこれに当たる。

6項 会議の議長は、役員の中から会長が指名する。

7項 総会および役員会における議決は、出席会員の過半数をもってする。ただし可否同数の場合は議長がこれを決する。

8項 会長・名誉会長は議決権を持たない。

9項 会議議事録は、事務局が作成し保管する。

20条 「半数の出席をもって」を追記。「審議」を協議に変更。

旧20条、21条（=第5章12条とする）を削除

★第8章 会則変更

21条 「決議」を「協議」に変更。

議案2 イベント実行準備委員会からの報告・・田中理事

★実行準備委員会は2か月に1度開催しており次回は9月。2019年11月16日（土）式典開催が決定している。

式典会場は未定。実行委員会は2018年PTA総会后正式に発動する予定。(現在は準備委員会)

議案3 同窓会としての60周年への取り組み

会報誌を特別号として発行する予定。

議案4 事務局からの報告

事務局内マニュアルを作成中。内容は報酬、支出面について。

議案5 その他・質疑

役員名簿、連絡先の更新。

以上
(文責・澤本)